

# 福岡県公報

平成20年 6 月 6 日  
第 2 8 3 2 号

## 目 次

告 示 (第925号 - 第947号)

公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	2
自転車歩行者専用道路の指定	(道路維持課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	4
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	.....	4
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	6
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	6

大規模小売店舗立地法の規定に基づく意見の概要	(中小企業振興課)	.....	7
大規模小売店舗立地法の規定に基づく意見の概要	(中小企業振興課)	.....	8
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河 川 課)	.....	11
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河 川 課)	.....	11
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	11
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	12
公 告			
落札者等の公示	(教育庁教職員課)	.....	12
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	.....	12
建築協定の認可	(建築指導課)	.....	13
雑 報			
平成20年度宅地建物取引主任者資格試験の実施	(建築指導課)	.....	13

## 告 示

福岡県告示第925号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成20年 6 月 6 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量 ( 3 級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間

北九州市若松区	平成20年5月15日から 平成20年9月30日まで
---------	------------------------------

福岡県告示第926号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区外	平成20年5月15日から 平成20年11月30日まで

福岡県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
豊前	県道	鬼木線 三毛門	前	豊前市大字堀立334番1先 から 豊前市大字堀立460番2先 まで	6.0 ~ 8.2	369.2

			後	豊前市大字堀立334番1先 から 豊前市大字堀立460番2先 まで	8.2 ~ 15.2	369.2
--	--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第928号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
飯塚	飯塚直方線 自転車道	飯塚市新立岩20番先から 同市新立岩3番1先まで	平成20年6月6日

福岡県告示第929号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市忠隈字浦田1 - 64、1 - 110から1 - 118まで、8 - 3、12 - 1、12 - 7から12 - 12まで、19 - 18、19 - 20及び19 - 21
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
飯塚市新立岩5番5号  
飯塚市長 齋藤 守史

## 福岡県告示第930号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を  
するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告  
示する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林の所在場所

糟屋郡宇美町大字宇美字猫石2443の2（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水  
産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区  
域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供  
する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	瀬 高 線 久 留 米	前	久留米市荒木町荒木6190番 先から 久留米市荒木町荒木5811番 先まで	4.8 ～ 10.3	444.5
			後	久留米市荒木町荒木6190番 先から 久留米市荒木町荒木5811番 先まで	10.0 ～ 35.0	

## 福岡県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平  
成20年6月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供  
する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事 務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	瀬 高 線 久 留 米	久留米市荒木町荒木6190番先から 久留米市荒木町荒木1656番1先まで

## 福岡県告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平  
成20年6月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供  
する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米小郡線	久留米小郡線	小郡市小坂井373番4先から 小郡市小坂井309番9先まで

## 福岡県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	中尾線 大刀洗	前	三井郡大刀洗町大字本郷 1994番1先から 三井郡大刀洗町大字本郷 1994番1先まで	7.0 ～ 10.0	55.0
			後	三井郡大刀洗町大字本郷 1994番1先から 三井郡大刀洗町大字本郷 1994番1先まで	10.5 ～ 17.0	

## 福岡県告示第935号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
大刀洗西部第二土地改良区	平成20年5月27日

## 福岡県告示第936号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この告示の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成20年5月27日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー大木町ショッピングセンター  
(2) 所在地 福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1

## 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1	171	福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1	145

## (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
4	福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1	3	福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1

福岡県告示第937号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サンキ飯塚店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市椿字コモヲ105番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
交差点で、よく渋滞しているので、出入には、交通事故等に配慮できることは行っていただきたい。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項  
住宅への駐車場騒音について、問題が生じた場合は十分な配慮をお願いしたい。
- (5) 廃棄物に係る事項等  
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等  
意見なし
- (7) その他  
開発行為については、現在福岡県知事に対し、「開発不要の証明願」を申請されているため、その確認が必要である。(都市計画課意見)  
浄化槽放流について、地元農区と協議願います。(農林課意見)

福岡県告示第938号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称)ヒマラヤ飯塚店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市弁分字門ノ町2番1 他

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
出入口の市道部分については、事故のないように配慮できることは、行っていただきたい。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項  
住宅への駐車場騒音について、問題が生じた場合は十分な配慮をお願いしたい。
- (5) 廃棄物に係る事項等  
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等  
意見なし
- (7) その他  
協議図面通りの施行をお願いします。(農林課意見)

## 福岡県告示第939号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 メガセンタートライアル上三緒店

(2) 所在地 福岡県飯塚市大字上三緒字神田1-7 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

住宅への駐車場騒音について、問題が生じた場合は、十分な配慮をお願いしたい。特に第一荷捌場への夜間の荷物の搬入については、騒音の問題が生じないようにお願いしたい。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

開発行為としては、ハイパーマーケットオサダ建設時に完了している。(平成10年1月9日完了公告) なお、今回の計画では、店舗面積が増床されているが土地の区画

形質の変更も行われない現有施設の再利用であるので、問題ないと思われる。

(都市計画課意見)

## 福岡県告示第940号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) イオンモール筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434-1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

歩行者の安全と出入口での交通渋滞を避けるため、来客用出入口の全箇所に常時交通整理員の配置をいただきたい。(維持課)

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

児童生徒の通学時間帯においては、交通安全確保を十分に図る措置を講じていただきたい。(学校教育課・教務課)

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

多量排出事業所の減量計画書の提出をしていただきたい。また、紙製容器包装の店頭回収については、貴社において対応していただきたい。(ごみ減量推進課)

(4) 騒音の発生に係る事項

・開発に伴う騒音、新設後の自動車騒音及び施設の室外機や送風機騒音並びに排ガスの異臭等による、児童生徒の教育環境及び周辺住民の生活環境を悪化させないようにその保全に努めていただきたい。(教務課・学校教育課・環境保全課)

・届出書の「(2)騒音の予測・評価について」は、基準値を上回る地点がありますが



、対策はどのように考えられておられるのか。また、天拝中学校への騒音について、どのような予測をされておられるのか併せて教えていただきたい。(環境保全課)

(5) 廃棄物に係る事項等

一般廃棄物は、市の分別方法に適用していただきたい。また、産業廃棄物は、市では処理をしないので、別途計画をたて対応をしていただきたい。(ごみ減量推進課)

(6) 街並みづくり等への配慮等

・市に帰属される道路の外灯や施設の屋外照明について、省エネ対策及び周辺環境に配慮をした設備の設置をしていただきたい。(環境保全課)

・地区計画(JR天拝山駅西側地区)が定められていますので遵守いただきたい。(都市計画課)

・平成18年12月25日付け18都第1号の105「開発行為の許可通知」を受けているが変更の場合は協議をいただきたい。(都市計画課)

(7) その他

・夜間営業も考えておられるので、青少年健全育成の観点から防犯対策や非行防止対策についての協議の場を設置していただきたい。(学校教育課・教務課・生涯学習課・総務課)

・災害時の避難場所及び物資の提供等に関して市と協定を締結する等、防災対策に協力していただきたい。(総務課)

・開店後においても、周辺住民等からの生活環境に関する意見や苦情等に対しては、窓口を設け真摯かつ適切に対応していただきたい。

福岡県告示第941号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) イオンモール筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市立明寺434-1 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

荷さばき施設については、24時間稼働することとありますが、その搬入計画経路に対して、生活者としての危惧をしております。荷さばきや廃棄物処理などの大型車両の導入は店舗裏側となっており、その導入経路がJR天拝山駅方面やむさしが丘団地方面より通行いたしますと、普段の生活道路への影響があり、特に深夜走行をされますと、24時間、常時大型車による騒音や振動や排気ガスの影響を受けます。全ての搬入車両(業務用)が表の広域道路からの誘導となりますようお願いいたします。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

隣接の天拝中学校PTAからも要望が提出されているとおり、開店後の営業時間が深夜にまで及ぶことを危惧しております。(大規模小売店舗立地法届出書によりましては深夜2時まで営業する計画)特に当方はシネマ棟に直接隣接しておりますので、深夜に及ぶ一般客の雑踏や車両通行による騒音・振動・排気ガス、および夜間の照明や車両通行によるヘッドライトの影響をまともに受けます。これにつきましては、イオンモールより遮音壁を設置する旨を聞いていますが、県への提出図面で確認いたしましたところ、当方が要望する規格より、はるかに小規模な設置条件であったため、改善案を提出し、イオンモールに対し具体的な図面提示による十分な設置を要望(平成20年3月末)していますが、未だに当方へ具体策の提示がありません。(遮音壁は防音効果のみではなく、排気ガスや店舗の照明、車両のライトを遮

断する効果もあり、特に生活環境へのプライベート確保に意義があります。) つきましては、営業時間の深夜に及び開店を自粛することや、隣接住民に対する十分な遮音壁の設置等を、強く指導して頂きたく要望いたします。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

この度の大規模小売店舗開発が公立中学校と寺院の間に計画されており、また近隣には、高齢者福祉施設と保育園も存在していて、深夜におよぶアミューズメント施設などによる、子供の養育や青少年の育成、高齢者への生活環境悪化が懸念されます。また、交通量増大による子供や高齢者への危険が増すことや、当方は寺院でありますので、法要執行にも影響が及ぼされることが想定されます。

福岡県告示第942号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) イオンモール筑紫野  
(2) 所在地 福岡県筑紫野市立明寺434 - 1 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・ 3車線高架橋の新設 ... 県道福岡筑紫野線（県道31号線）と県道福岡日田線（県道112号線）を結ぶ高架橋の片側3車線化で高架橋を新設する。根本的な渋滞

緩和のために県の責任で建設すること。

- ・ 県道基山停車場平等寺筑紫野線、市道黒坂今田線、市道平井手島巡り線、市道木の坪石崎線、市道湯町道路ほか周辺道路について、交通管理者、道路管理者と調整し、来店・退店車両に対する誘導経路の確立並びにセール期間中並びに土・日・祝祭日に交通整理員を配置し、案内・車両の誘導など渋滞緩和対策の徹底を図ること。
- ・ 交通渋滞の緩和策として、イオンモールは、営業開始時間を10時とすること。（児童生徒の登校時間や通勤ラッシュと重ならないようにすべきである。）
- ・ 関係機関及びイオンモール筑紫野で構成する交通協議会の設置を早急に実行すること。
- ・ 来店客数が多いセール期間中・土曜・日曜・祝祭日等も、武蔵交差点・針摺交差点・上古賀交差点等主要6交差点における交通警備員の配置及び車両誘導案内板の設置をイオンモールは交通管理者、道路管理者と調整して実施すること。
- ・ 店舗周辺の生活道路である周辺の市道や細街路については、イオンモールは交通管理者と協議して、来店車両の進入防止を図るため、時間帯による一方通行や進入禁止とすること。オープン時だけでなくその後も来店車両の進入の恐れがある場合において交通整理員を配置すること。
- ・ 特に、隣接する天拝中学校等の小・中学校の周辺道路の登下校時間は児童・生徒の安全確保のため、交通管理者と協議して歩行者優先道路とすること。
- ・ 計画によると出入り口No.2は市道黒坂今田線に面しており、右折イン、左折アウトとなっている。右折インに関しては交通量が少ないので問題はないとしているが、利用客数の基礎算定が過小評価されているため、開店後は利用客の車が進入するため渋滞が予想される。具体的な改善をお願いしたい。
- ・ 出店前後の交通問題に関する道路管理者及び県公安委員会・交通管理者・関係機関並びにイオンモール筑紫野で構成する交通協議会設置の働きかけを要望する。
- ・ イオンモール筑紫野敷地内のガソリンスタンド建設の計画は、駐車場不足が予測される場合は中止すること。駐車場需要が充足する場合は、ガソリンスタンドの場所を変更すること。店舗利用者だけでも、駐車場に入りきれない事が予想さ



れるのに、給油だけでの利用者で混雑に拍車をかけることとなる。

- ・ 駐車場に入りきれない利用客の車が周辺道路にあふれた場合には、駐車場入り口を閉鎖して、整理員を配置して入店を制限すること。
- ・ 有料駐車場として、利用客車両の駐車時間に制限をかけること。利用者が、長時間にわたって駐車場を占拠しないためである。また、JR天拝山駅利用者の、代替駐車場とならないように午前10時から23時まで駐車場をロックする等の対策が必要である。
- ・ 駐車場利用車両の排気ガスについて、オープン前の大気汚染や騒音の測定値とオープン後の環境影響評価の数値の公開をすることを県としてご指導願いたい。天拝中学校が隣接していることから、子どもたちの健康と安全を守るためには樹木の植栽だけでは環境対策としては不十分である。十分であれば、その根拠を明らかにすること。
- ・ 営業時間終了後、全ての駐車場へ車両の立ち入りができないようにロックすること。暴走族やサーキット族の溜まり場とならないように、警備員を配置して警察当局と連携して駐車場の治安確保を図ること。
- ・ シネマコンプレックスは9スクリーン、1,600席である。シネマ施設利用者で駐車場利用者を149台としているが、少なすぎる。直方イオンのシネマ利用者を算定基礎としている。商圈人口から比べて、駐車場はもっと増やすべきである。シネマの利用者の利用時間は2時間以上と長くなることも考慮されていない。
- ・ 計画によると、従業員数は2,000人、従業員専用駐車場は店舗周辺地域に540台が確保されている。しかし、ピーク時の従業員数は800名となっている。公共交通の利用等の徹底を図るといふ対策だけで、セール期間などの繁忙期についても適正な駐車場設定といえるのか具体的に説明すること。また、計画どおりであればテナントも含めて従業員のマイカー利用の自粛を徹底すること。

#### (2) 歩行者の通行の利便の確保等

イオンモール筑紫野は、車での来店者とともに徒歩、自転車による来店者も多数予想される。車両通行量の増加に伴い、国道及び区画整理道路上での歩行者に関する安全確保の必要性が生じる。特に、周辺小中学校の児童生徒に対しての交通安全の具体的な対策を交通管理者と協議して実施して欲しい。また、高齢者、車椅子で

の来店者にも全面バリアフリーにするなど特段の配慮も必要である。これらに対して、警備員の適正配置を含めた誘導対策を要望する。また、計画によると駐輪場は252台、自動二輪は63台となっている。この算定基礎は、宮崎イオンにおける利用実績を使ったもので、商圈人口から見て実際はかなり多くの駐輪場を確保する必要がある。算定基礎が誤っている以上、駐輪場の確保については見直しが必要である。

#### (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・ 生ごみは、食品リサイクル法に基づき、堆肥化等、再利用に努めること。
- ・ 紙類は、できるだけ分別し、再生利用に努めること。
- ・ 廃プラスチックは、産業廃棄物として処理すること。

#### (4) 騒音の発生に係る事項

- ・ 天拝中学校はイオンモール筑紫野の駐車場が隣接しているため、駐車場利用車両や渋滞車両の騒音や排気ガスの影響を直接受けることとなる。天拝中学校は冷暖房設備が無く、夏場は排気ガスや騒音を防ぐため、窓を閉めると校舎内は熱気で今以上暑くなり教育効果が低下することは明らかである。また、計画によると等価騒音レベル予測地点はA～Dの4カ所であるが、一番必要な予測地点は屋内駐車場へのスロープに面した天拝中学校の東側に設定すべきである。等価騒音レベル予測地点の設定を誤っていると云わざるを得ない。
- ・ 開店後、騒音の測定値が一定の基準をオーバーするようであれば、生徒は授業に集中できないことも予想される。公立中学校の隣に、後から建設することを十分に認識し、環境基準が達成できなければ、イオンは責任を持ってエアコンの設置と防音二重窓を設置すること。利用客の車の渋滞や騒音は、教育を受けている子どもたちにとって集中力や健康面でとても気になる。オープン前だけでなくオープン後も、イオンは県の公害担当当局と協議して騒音を毎日測定し、その数値を公表し説明責任を果たすこと。
- ・ 店舗部門の営業時間は最大でも開店が10時、閉店は21時とすること。
- ・ シネマやアミューズメントエリアの閉店時間を23時までとすること。
- ・ 20時以降シネマやアミューズメントエリアへの中学生・小学生・幼稚園児等の立ち入りを禁止すること。

- ・ 近隣のショッピングセンターとの早朝営業、深夜営業の実施等、営業時間をめぐる競争は避けること。
  - ・ セール等の催し物の営業時間については、安全確保等のため事前に交通管理者並びに周辺小中学校との事前協議をお願いしたい。
  - ・ 騒音発生源位置図から見ると、屋内駐車場への来客車両誘導スロープやエアコン室外機・送風機・外調機等騒音発生源が集中している天拝中学校側に区画道路1号線に沿って遮音壁を設置すべきである。また、来客車両誘導スロープの遮音壁の高さは、生徒が静かな中で授業を受けることができるように2.0メートルとすべきである。
  - ・ 予測では住宅との境界において駐車場の自動車走行音の影響により、夜間の騒音レベルの最大値が規制基準値を超過することが予想される。このため、夜間来店客の駐車場利用による騒音対策を行う必要がある。また、荷さばき等の作業音による影響が深夜・早朝に及ばないよう対策をとる必要がある。駐車場からの騒音防止のため、周辺駐車場の一部を夜間使用制限するなどの具体的対策を検討すること。更に、荷さばき作業等において、近隣の生活環境保持に配慮して、適切な時間帯に実施されるよう営業計画を立てること。
  - ・ 学校や住民の苦情等により必要があると認められる場合には、営業開始後に適切な騒音測定を実施し、営業開始後の環境影響を検証すること。また、その結果により必要に応じてさらなる環境保全措置を講じること。
- (5) 街並みづくり等への配慮等
- ・ 店舗開設の時期や内容等を地域住民に十分周知するよう指導されたい。
  - ・ 地域住民や筑紫野市関係各課、小中学校PTA、地域住民から出された意見等について、誠意をもって対応するよう事業者に指導されたい。
  - ・ イオンモール筑紫野の開発事業が周辺地域の生活環境に与える影響を今後も継続して調査するとともに、影響を及ぼす状況となった場合には、その対策について、小中学校PTA、地域住民等と誠意をもって協議・対応することを指導されたい。
  - ・ 小中学校PTA、関係機関、地元住民等と協議会を早急に設置し、店舗周辺の生活環境の維持に努めること。

- ・ 青少年の健全育成、生活環境、交通安全等について地域住民との連絡調整を行う窓口を設け、住民意見に十分配慮すること。
- ・ 大規模小売店舗立地法に基づく届出内容について、開店後の対応策の履行確保のためにイオンモールだけではなくテナントも含めて、全体でこれを管理・監督する体制を整備するとともに、管理監督責任者を任命すること。
- ・ 大規模小売店舗立地法に基づく届出内容について、開店後において届出内容とその実態に乖離が生じた場合、青少年の健全育成や生活環境の保持に支障を来たし、市及び関係機関並びに小中学校、周辺地域住民等から改善を求められたときには、速やかに適切な対応を講じること。
- ・ 天拝中学校の校門のすぐ横にガソリンスタンドができる計画であるが、後から学校の横に建てるのであれば、また校門入り口ではなく、校門から遠い別の場所に変更すること。今の安心安全な環境を是非維持すること。セルフのガソリンスタンドは24時間営業ではなく、22時までの営業とすること。
- ・ 青少年の健全育成と安全で安心できる地域にするために、県は学校関係者や警察等の関係機関と十分に協議して具体的な対策をとるようイオンを指導すること。
- ・ 治安の悪化と生徒の安全確保・生徒指導上の問題で課題が多い。青少年の溜まり場となって、犯罪に巻き込まれたり、非行や問題行動が増えることも予想される。店舗や敷地内には必要箇所に監視カメラを設置して、十分な防犯対策を取ること。
- ・ 営業時間だけでなく夜間の営業時間外も定期的に警備員の見回りを隔々まで行うなど防犯対策をとること。
- ・ 営業時間外は敷地が広いので、暴走族や青少年の溜まり場などにならないような具体的な対策を取ること。営業時間外は駐車場にロックをして、定期的に警備員が見回りをする等具体的な対策を取ること。
- ・ 天拝中学校のプールと女子テニスコートが隣接していて、イオンの駐車場や建物から丸見えである。夏の体育の水泳も落ち着いてできないので課題が多い。建物やイオンの敷地からプールやテニスコートののぞき見や隠し撮り等ができないように、万全の対策をとること。

- 境界に樹木を植えるだけでは不十分である。学校の敷地などに不審者が入らないように、区画道路1号線との境界には防護壁や防護フェンスをイオンの責任で設置すること。のぞき見などができないように防音壁やフェンスを区画道路に沿って設置し、不審者の学校の敷地内への出入りができないようにすること。境界の防音壁・フェンス設置については、事前に図面を提出して学校・保護者と協議すること。
- 不審者による盗撮、青少年による犯罪行為や万引きを未然に防止するため監視カメラを店舗や敷地内に設置し防犯マニュアルを作成すること。また、犯罪行為や万引きは警察に通報すること。
- 営業開始後は、イオンモールの建物・敷地内での青少年の万引きや問題行動等の情報交換と具体的対応を協議するため、イオンの主催で「青少年健全育成連絡会議」（仮称）を設置し、月に1回開催すること。この連絡会議は、イオンモールの責任者、イオンの警備担当、小・中学校の生徒指導担当、地域住民代表、警察関係、補導員等で構成するものとする。
- 夜の8時以降の映画館やアミューズメント施設への未成年者の出入りについては、青少年の健全育成の視点から出入りを規制するなど対策を取ること。
- 立地予定場所並びに周辺地域には通学路が通っており、指針等に基づき然るべき措置が施される予定ですが、通学上の万全な安全対応を求めます。

福岡県告示第943号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく西郷川水系西郷川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県宗像土木事務所において閲覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第944号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく諏訪川水系諏訪川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県大牟田土木事務所において閲覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川 県 道		添 田 池 線	前	田川郡添田町大字庄2532番1先から 田川郡川崎町大字川崎54番1先まで	6.5 ～ 14.0	726.0
			後	田川郡添田町大字庄2532番1先から 田川郡川崎町大字川崎54番1先まで	9.7 ～ 20.6	722.0
田 川 県 道		金 田 田 線 糸 田 川	前	田川郡福智町金田795番1先から 田川郡福智町金田786番1先まで	7.0 ～ 19.6	292.3

			後	田川郡福智町金田795番1 先から 田川郡福智町金田786番1 先まで	9.4 ~ 31.5	315.4
--	--	--	---	--	------------------	-------

## 福岡県告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年6月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田池線	田川郡添田町大字添田2127番1先から 田川郡添田町大字添田2132番7先まで
田川	英彦山香春線	田川郡添田町大字津野2297番1先から 田川郡添田町大字津野2352番1先まで

## 福岡県告示第947号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市南大和2丁目703 - 1、703 - 6、703 - 7、704 - 1及び710 - 18から710 - 24まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大野城市山田5丁目3番1号  
株式会社 マルキョウ 代表取締役 斉田 敏夫

## 公 告

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 落札に係る契約事項の名称  
教育職員免許状原簿情報データベース構築（パンチ入力等）業務委託契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県教育庁教育企画部教職員課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日  
平成20年4月30日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
株式会社ケー・デー・シー
  - 住所  
福岡市中央区天神3丁目11番20号
- 落札金額  
17,799,999円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
平成20年3月21日

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第1号及び第8号の



規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

今回の福岡県建築基準法施行細則の一部改正は、建築基準法施行規則等の改正に伴うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第1号及び第8号に該当する。

以上の理由から、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととした。

2 公布日

平成20年3月31日

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成20年6月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 土地所有者等の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅前3丁目25-21

積和不動産九州株式会社 代表取締役 七味 延雄

2 協定の理由

住宅地としての環境を高度に維持、増進するため

3 協定の概要

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準

4 協定区域の地名

太宰府市通古賀土地区画整理事業地内

5 区域の面積

11,588.38㎡

雑 報

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定に基づく福岡県知事の委任を受けて、平成20年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成20年6月6日

指定試験機関

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 望月 薫 雄

1 試験の日時

平成20年10月19日（日曜日） 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項に規定する国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を終了し、かつ、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの（宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

試験場は、受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。



## (2) 出題法令

平成20年4月1日現在施行されている法令による。

## 4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

## 5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

## 6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

## ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成20年7月1日(火曜日)から平成20年7月15日(火曜日)まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>)

## イ 申込期間

平成20年7月1日(火曜日)午前9時30分から平成20年7月15日(火曜日)午後9時59分まで

## ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

(イ) 写真ファイル(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。

## エ 受験手数料 7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担)。

## (2) 郵送による申込み

## ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間

平成20年7月1日(火曜日)から平成20年7月31日(木曜日)までとする。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(イ) 配布場所

財団法人福岡県建築住宅センター(本部・北九州事務所・筑後事務所)

福岡県建築都市部建築指導課

福岡県各土木事務所建築指導課(大牟田土木事務所は総務企画課)

丸善福岡ビル店

紀伊國屋書店福岡本店(JR博多駅前福岡交通センタービル)

ブックセンタークレスト小倉本店

同 黒崎本店

## イ 申込期間

平成20年7月1日(火曜日)から平成20年7月31日(木曜日)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。

## ウ 提出書類

(ア) 受験申込書

(受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書又は銀行振込受付証明書を貼ったもの)

(イ) 写真1枚(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの。)

(ウ) 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの。)

## エ 受験手数料 7,000円

受験申込前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行(郵便局)又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込むこと(

払込手数料は、本人負担とする。 ) 。

オ 郵送先及び郵送方法

財団法人福岡県建築住宅センター（福岡市中央区天神一丁目1番1号）あて、  
簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込む。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成20年12月3日（水曜日）

(2) 発表の方法

前記受験申込書配付場所（書店を除く。）における合格者氏名の掲示及び本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

財団法人 福岡県建築住宅センター 福岡市中央区天神一丁目1番1号  
アクロス福岡東オフィス3階  
電話番号 (092) 737 - 8013 (試験専用)

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています